

第二部

東京都特別支援教育推進計画の 具体的な展開

第1章 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実

第2章 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置

第3章 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備

第4章 小・中学校における特別支援教育の充実への支援

**第5章 一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の
充実**

第1章

都立盲・ろう・養護学校における 個に応じた教育内容の充実

第1章 都立盲・ろう・養護学校における

個に応じた教育内容の充実

1 障害の重度・重複化、多様化に対応する個に応じた教育の推進

【現状と課題】

都立盲・ろう・養護学校の児童・生徒等の障害は重度・重複化が顕著となっているとともに多様化の傾向にあります。

障害の重度・重複化については、例えば、知的障害養護学校小学部の場合、障害の重い児童の占める割合が平成5年度には58.0%であったのが、平成15年度には64.4%に増加していることや、肢体不自由養護学校の児童・生徒の80%程度が知的障害を併せ有しています。

また、知的障害養護学校に在籍する児童・生徒の30%程度が自閉的傾向を有しているといった現状があるとともに、知的障害養護学校高等部においては、中学校の通常の学級や心身障害学級から進学してくる障害の軽い生徒が増加傾向にあり、平成16年度には全体の60%程度を占めるなど、障害の多様化が進んでいます。

こうしたことから、都立盲・ろう・養護学校においては、障害のある児童・生徒等一人一人の障害の状態・特性や程度、将来の進路希望等に基づき、教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との連携により「個別の教育支援計画^M」を作成することや、社会参加・自立をめざした教育課程^Nの開発・研究などを行い、個のニーズに応じた専門的な指導を一層充実させることが課題となっています。

【改善の方向及び計画】

(1) 個別の教育支援計画の充実（新規）

ア 個別指導計画^O、個別移行支援計画^P、就学支援計画^Q等の開発・研究

「個別の教育支援計画」に基づく指導を推進するために、乳幼児期から学齢期への円滑な移行支援をめざす「就学支援計画」や学齢期から社会参加期への円滑な移行支援をめざす「個別移行支援計画」の充実を図るなど「個別指導計画」、「個別移行支援計画」、「就学支援計画」等の開発・研究を進めます。

M 個別の教育支援計画

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で考え方が示された。教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。

N 教育課程

各学校の教育目標、教育内容、授業時数、週時程等を定めた教育計画のこと。

O 個別指導計画

障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するために、学校が保護者からの意見等を参考に作成する児童・生徒一人一人の指導計画のこと。盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級において作成されている。

P 個別移行支援計画

職業教育や進路指導の充実を図るとともに、盲・ろう・養護学校の高等部に在籍する生徒一人一人の自立と社会参加を支援するため、学校、進路先、保護者等がともに作成する計画のこと。学齢期から社会参加期への円滑な移行を支援する。

Q 就学支援計画

LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法の充実等を図るため、幼稚園、保育所、療育機関等の職員が保護者とともに作成する計画のこと。乳幼児期から学齢期への円滑な移行を支援する。

イ 作成・活用のためのガイドライン及びQ&Aの策定

「個別の教育支援計画」の作成・活用のためのガイドライン及び作成・活用に関するQ&Aを策定し、各学校などにおける普及を進めていきます。

なお、個別の教育支援計画の作成は、平成 17 年度から都立盲・ろう・養護学校への普及を図り、平成 19 年度から小・中学校への普及を進めていきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20～25 年度
	個別の教育支援計画の実施		都立盲・ろう・養護学校での実施	→	小・中学校での実施
個別指導計画等の開発・研究		開発・研究	→		
作成・活用のガイドライン及びQ&Aの策定		ガイドライン作成	Q&A作成		

※矢印は（→）、継続して実施する期間を指します。

(2) 教育課程の開発・研究（新規）

ア 知的障害養護学校高等部職業学科（仮称）等における教育課程の開発・研究（後掲<32 ページ>）

新しく設置される知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部職業学科（仮称）及び資格取得のための進学をめざす普通科（仮称）の教育課程について開発・研究していきます。

イ ろう学校における中高一貫型教育の教育課程の開発・研究（後掲<33 ページ>）

新しく設置される中央ろう学校（仮称）の中学部・高等部の6年間を見通した中高一貫型教育の教育課程について開発・研究していきます。

ウ ろう学校分教室における幼稚部・小学部の教育課程の開発・研究

平成 18 年度に設置される、大塚ろう学校品川、江東、杉並各分教室における幼稚部・小学部の教育課程について開発・研究していきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20～25 年度
	ろう学校分教室における幼稚部・小学部の教育課程の開発・研究		教育課程の開発・研究	分教室設置に伴い導入	→

エ 病弱養護学校高等部普通科における教育課程の開発・研究（後掲<34 ページ>）

久留米養護学校に新たに設置する高等部の教育課程について開発・研究していきます。

オ 通級による指導における教育課程の開発・研究（後掲<72 ページ>）

小・中学校の通常の学級や心身障害学級に在籍する障害のある児童・生徒が、都立盲・ろう・

養護学校等の教員の専門性や施設・設備等を有効に活用した通級による指導を実施するための教育課程の開発・研究を行っていきます。

カ 知的障害養護学校における自閉症の児童・生徒の教育課程の開発・研究

知的障害養護学校に在籍する児童・生徒のうち、約30%程度が自閉的傾向を有していることから、知的障害と自閉症を併せ有する児童・生徒の障害の特性や発達段階に応じた専門的な指導内容・方法等を開発・研究します。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
知的障害養護学校における自閉症の児童・生徒の教育課程の開発・研究		教育課程の開発・研究	導 入	→	

(3) 障害の重い児童・生徒に対する小・中・高等部一貫した教育の実施

知的障害養護学校は、小・中・高等部設置校、小学部単独校、中・高等部設置校や高等部単独校など設置形態が異なります。しかし、障害が重い児童・生徒の場合、小学部から高等部までの12年間の一貫性のある教育を行うことが重要であるため、各学校の設置形態にかかわらず、一貫性のある教育を行うことができる環境の整備を進めます。

具体的には、障害が重度・重複する児童・生徒の自立活動を主とした教育課程の開発・研究を推進する中で、教育内容・方法の連続性の在り方等に関する実践的研究を積極的に進め、障害の重い児童・生徒に対する12年間の一貫性のある教育的支援を実現します。

(4) 副籍制度の導入（新規）

副籍とは、都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るものです。

都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携しながら、モデル事業の実施やガイドラインの作成等を行っていきます。

ア 副籍モデル事業の実施（新規）

都教育委員会は、副籍制度の導入に向けてモデル事業を実施し、下記の内容について実践的な研究を進めます。

- 副籍制度導入における理解・啓発に関すること。
- 地域指定校決定までの手続に関すること。
- 在籍校と地域指定校の情報交換・連携の在り方に関すること。

○実施の具体的な内容と実施上の課題等に関すること。

副籍モデル事業は、平成16年度は八王子市、あきる野市で、平成17年度以降は北区、調布市を加えた4区市において、各区市の実情に応じた試行を行っていきます。

モデル事業実施に当たっては、学識経験者、医師、保護者団体等により構成される「特別支援教育体制・副籍モデル事業評価委員会」を設置し、様々な視点からの検証、評価を行います。

また、モデル事業を実施する区市教育委員会等により構成される「特別支援教育体制・副籍モデル事業運営連絡会」を設置し、事業の進捗状況や実施に当たっての課題等について、積極的な意見交換を行い、区市教育委員会との一層の連携の強化に努めていきます。

イ ガイドライン・指導事例集の策定（新規）

副籍制度を導入するに当たり、想定される手続や交流活動等を円滑に実施するためのガイドライン及び指導事例集を作成します。

項目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	副籍制度の導入				実施予定 →
副籍モデル事業	実施 →				
ガイドライン・指導事例集の策定		ガイドラインの作成	指導事例集の作成		

(5) 都立高校等への巡回相談等による支援の実施（新規）

知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部に臨床発達心理士などを配置し、都立高校及び都立盲・ろう・養護学校に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする生徒やその保護者などに対し、都立高校等からの要請に応じて巡回相談等による適切な支援を実施していきます。

項目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	都立高校等への巡回相談等による支援の実施		検討 →		知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校に臨床発達心理士などを配置

(6) ろう学校の就学前教育相談・早期教育の充実（新規）

聴覚障害のある乳幼児に対しては、保有する聴覚の有効な活用やコミュニケーションに対する指導など早期からの対応が、その後の言語能力や理解力の伸長に大きな影響を与えることが明らかになっています。

現在、幼稚部を設置するろう学校で乳幼児教育相談を実施していますが、今後はこれまでの実績を踏まえ、大塚ろう学校を乳幼児期の相談・指導を行う拠点校とし、早期教育を担当する相談員及び医師、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家を配置し、各ろう学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて巡回相談を行います。また、ろう学校における就学前教育相談方法等の検討を行い充実を図っていきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	就学前教育相談・早期教育の充実		就学前教育相談方法等の検討	実施 (相談員・専門家の配置)	→

(7) ろう学校における多様なコミュニケーション手段を活用した指導の推進

聴覚障害のある児童・生徒等一人一人の障害の状態に応じた多様なコミュニケーション手段を活用した指導の充実を図るため、初任者研修、十年経験者研修及び校内研修等をさらに充実し、実施していきます。

(8) 盲学校の早期教育相談の充実

現在、幼稚部をもつ盲学校では、乳幼児の就学前早期教育相談を実施しています。今後は、巡回相談も含めた早期教育相談体制の整備等について検討していきます。

(9) 肢体不自由養護学校での自立活動^Rにおける外部専門家の導入（新規）

肢体不自由養護学校における自立活動の指導に当たっては、児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した指導を実施するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、外部の専門家を導入し、指導内容・方法の充実と教員の専門性の向上を図ります。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	自立活動における外部専門家の導入	外部専門家の導入			→

R 自立活動

障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣等を養うことをめざす学習活動のこと。

(10) 肢体不自由養護学校における医療的ケア整備事業の充実（新規）

現在、肢体不自由養護学校で実施されている「救急体制整備事業」においては、常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対応した教育環境を今後も継続的に整備することを目的に、次の協議会を設置し、本事業の安全性と統一性の確保を図ります。

また、厚生労働省及び文部科学省から、医療的ケアの実施に際しては、医療安全等の体制整備に努めるよう、各都道府県へ指導を行ったこともあり、本事業の一層の安全性を目指していきます。

○ 医療的ケア運営協議会（仮称）

常時医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し十分な教育環境を提供し、事業を安全かつ適切に推進していくため、学識経験者、保護者代表や指導医等から構成する医療的ケア運営協議会（仮称）を設置します。

○ 指導医連絡協議会（仮称）

指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報のネットワークの充実のため指導医連絡協議会（仮称）を設置します。

項目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	医療的ケア整備事業の充実		医療的ケア運営協議会（仮称）設置		
		指導医連絡協議会（仮称）設置			→

(11) 学校外活動の充実（新規）

都立盲・ろう・養護学校の遠足（旅行）・集団宿泊行事は、児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化を踏まえ、個々の教育ニーズにこたえられる自然体験や社会体験等、活動内容の充実が求められています。今後は、学校外の公立及び民間施設等を有効に活用できるよう情報のデータベース化を図るとともに、より安全に宿泊を伴う学校外活動を実施できるよう医師や臨時介助員等の付き添い範囲の拡大を図ります。

項目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	学校外活動の充実	民間施設等の情報提供（データベース化）			
		医師や臨時介助員等の付き添い範囲の拡大			→

(12) 障害のある児童・生徒の社会参加・自立を目指した指導の推進

障害のある児童・生徒が、身辺自立を中心とした基本的な生活習慣を確立し、集団生活のマナーを身につけ、将来の社会参加・自立をめざした指導を充実させるために、家庭との連携を深め、学校における日常生活の指導や生活単元学習及び宿泊行事などにおいて、計画的・継続的な指導をより一層充実していきます。

(13) 外国人英語教育補助員の配置

外国語（英語）を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるため、引き続き在京の外国人を英語教育補助員として配置し、指導の改善・充実のために活用します。

(14) ITを活用した指導内容・方法の充実

教材コンテンツの開発と学習活動への効果的な活用、情報通信ネットワークを活用した指導方法の改善、児童・生徒の個性化に対応した指導内容の充実、特色ある学校づくりの推進のために引き続き、ITを積極的に活用します。

(15) 児童・生徒の健康のための取組

障害のある児童・生徒に楽しく安全な食事を提供するために、教員を対象として、大学教授や専門医等による摂食指導の研修会を実施します。また、歯・口の健康づくりを通じた心身の健康の保持・増進に資するため、平成16年度から都立盲・ろう・養護学校の2校を指定し、歯科保健指導計画の作成等について専門家の指導を受けながら実践します。

(16) 都立学校における健康づくり推進計画（健康ノート（仮称）の作成）（新規）

平成16年度に策定する「都立学校における健康づくり推進計画」の一環として、児童・生徒が、健康について自ら考え、判断し、行動できる実践力を育成する観点から「健康ノート（仮称）」を作成し、学校における保健学習等の一助として活用します。平成16年度に健康ノートの内容について検討し、平成17年度以降、順次、都立盲・ろう・養護学校に普及・拡充していきます。

(17) 在宅・病院・施設への訪問教育等の充実

現在、肢体不自由や病弱の障害の状態により通学することが困難な児童・生徒や病院及び施設に入院・入所している児童・生徒を対象に、自宅や病院・施設に教員を派遣して教育を行う訪問教育を実施しています。訪問教育は、原則として週3日（1回の指導時間は2時間程度）を目安としていますが、保護者や病院・施設関係者からは、訪問教育のより一層の充実が求められています。

今後、訪問教育の現状や保護者等の要望を踏まえ、在宅や病院・施設等に入院・入所している児童・生徒の教育内容・方法の充実の在り方について検討していきます。

2 社会参加と自立に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実

【現状と課題】

近年、障害者の資格・免許の取得などの欠格条項の見直し、特例子会社の設置、知的障害者の雇用促進及び職業の安定を図るジョブコーチ（「職場適応援助者」）の導入など、社会のノーマライゼーションの進展に伴い、障害のある人たちの就労環境も変化してきています。

こうした中で、都立盲・ろう・養護学校の生徒の進路希望が多様化しており、例えば、ろう学校においては、進学を希望する生徒が増加傾向にあるとともに、各種の資格取得を希望する生徒も増えてきています。そのため、大学等への進学や各種資格取得に必要な学力やコミュニケーション能力を身につけることに重点を置いた教育に対する生徒や保護者のニーズにこたえることが課題となっています。

都立知的障害養護学校においては例年、高等部卒業生の30%程度が一般企業に就労していますが、職業学科の応募倍率が3倍を超えることなどから、職業教育の充実と職業的自立に対する生徒や保護者の高いニーズに適切にこたえることのできる教育環境をより一層充実させることが課題となっています。

今後、都立盲・ろう・養護学校においては、職業的自立に向けた職業教育をより一層推進するとともに、民間企業との積極的な連携により新たな職種・職域の開拓を進めるなどの支援や、大学進学、資格取得などの多様な進路希望に適切にこたえることのできる教育環境の整備を進めていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 職業的自立に向けた職業教育の充実

ア 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部の職業教育の充実（新規）

現在の知的障害養護学校の高等部に在籍する生徒の約60%は、中学校の通常の学級や心身障害学級から進学してきた知的障害が軽い生徒です。都内の2校に設置されている職業学科（青鳥養護学校都市園芸科、南大沢学園養護学校産業技術科）の実績を生かし、新たに知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部を設置し、職業的自立をめざした職業教育を充実するために、職業学科（仮称）を設置します。

新たに設置する職業学科（仮称）では教育内容・方法の充実に向けて、民間の専門技術者を講師として導入することや、インターンシップの活用・充実など民間企業との連携により、生徒全員の一般企業への就労をめざします。また、職業学科（仮称）の教育内容・方法の充実に向けて教育課程の開発・研究を行います。

なお、第一次実施計画では、区部西部及び多摩地域に知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置を計画しています。今後、生徒数の動向や地域バランス等を考慮しながら第二次実施計画以降の学校配置の拡大について検討していきますが、それまでの間、区部東部の既存の知的障害養護学校高等部において、職業教育の一層の充実を図ることができるよう暫定的に職業コースを設置します。

項 目	第一次実施計画				長期計画	
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度	
	知的障害が軽い生徒を対象とした高等部の職業教育の充実	基本計画検討 委員会設置	→		1校開校	21年度（1校開校） 22年度（1校開校）
職業学科（仮称）の教育課程の開発・研究		→				
				専門技術者の配置	→	
		職業コースの設置検討	→	職業コースの設置	→	

イ 知的障害養護学校普通科における職業教育の充実

新たに設置される知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部の職業学科だけでなく、既存の知的障害養護学校高等部普通科における職業教育の充実も図ります。

12年間の一貫性のある教育内容・方法の充実の在り方の検討や、特別支援プロジェクトに基づく福祉、労働等の関係機関との連携を進める中で、障害の重い生徒の社会参加・自立を支援していきます。

ウ ろう学校における職業教育の充実（新規）

ろう学校に在籍する生徒の職業的自立を支援するため、職業教育に重点を置いた葛飾ろう学校及び立川ろう学校の高等部普通科及び専攻科において、民間企業の技術者を講師として導入し、職業技術の習得を図るとともに、民間企業との連携を強化することで新たな職種・職域の開拓等を進め、今後のろう学校における職業教育の充実に努めていきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	ろう学校における職業教育の充実		内部検討	実 施	→
			専門技術者の配置	→	→

エ 盲学校における職業教育の充実

盲学校においては従来から、視覚障害のある生徒に対して、あんま・はり・きゅう等の資格取得に向けた職業教育を行い、職業的自立を支援してきました。しかし、近年、視覚障害のない人たちによるあんま・はり・きゅう等の職域への進出が著しく、盲学校卒業生の就労や職場定着が困難となる状況が生じています。

今後、就労後に職場定着を図るため、盲学校に在籍する生徒に対し職業的自立を支援するための教育内容・方法の在り方等について検討を進めていきます。

オ 都立盲・ろう・養護学校と民間活力とが連携した就労支援事業（後掲<57 ページ>）（新規）

(2) 進学等多様な進路希望への対応

ア 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部での資格取得を目的とした進学への対応（新規）

現在、知的障害養護学校の高等部に在籍する生徒の約 60%は、中学校の通常の学級や心身障害学級から進学してきた知的障害が軽い生徒であり、一部には資格取得を目的とした進学を希望する生徒もいます。

こうしたニーズに対応するために、新たに設置する知的障害が軽い生徒を対象とした高等部に、資格取得を目的とした進学をめざす生徒を対象とした普通科（仮称）を設置するとともに、進学にも対応できる教育課程の開発・研究を行います。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20～25 年度
	知的障害が軽い生徒を対象とした高等部での資格取得を目的とした進学への対応	基本計画検討 委員会設置	→		1 校開校
普通科（仮称） の教育課程の 開発・研究		→			

イ ろう学校における中高一貫型教育の実施（新規）

中学部・高等部の 6 年間を見通した教育課程を編成し、大学進学等をめざす中高一貫型教育を行うろう学校を設置します。大学進学や資格取得等のニーズにこたえるため、学力の向上を図り、個に応じた教育を行います。また、中高一貫型教育の教育課程の開発・研究を行います。

中学部においては、授業時数を十分に確保するとともに、選択教科の履修数の拡大や教科の補充的な指導を行うことにより、基礎学力の定着を図ります。高等部においては、柔軟な選択教科・科目の履修や都立高校との単位互換などにより、基礎学力やコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を確実に身につけさせる教育を行います。

また、中学部・高等部を通じて、情報収集・発信能力を育成する I T 教育を推進します。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	ろう学校における中高一貫型教育の実施	基本計画検討 委員会設置	→	中央ろう学校（仮称）開校 （中高一貫型教育の実施）	
教育課程の開発・研究		→			

(3) 肢体不自由養護学校における後期中等教育の充実

肢体不自由養護学校高等部における高等学校に準ずる教育課程の実施に向けて、今後も近隣の都立高校の授業に参加するなど、進学や職業的自立に向けて教科・科目の履修の拡大を図っていきます。

(4) 病弱養護学校における後期中等教育の実施（新規）

これまで、小学部及び中学部を設置している都立久留米養護学校に新たに高等部を設置します。これにより、慢性疾患等により義務教育修了後も継続して医療・生活規制を必要とする生徒や、都立高校入学後の発病若しくは病状の悪化などによって学校生活・社会生活への制約がある生徒など、入院するほどではないものの継続的に医療・生活規制を必要とする生徒のための教育環境を整備します。

医療・生活管理体制の整った学校で、後期中等教育段階にある生徒にふさわしい教育を行うことができるよう、東久留米地区総合学科高校（仮称）及び久留米西高校との連携による教科・科目の履修並びに参加が可能な部活動での交流等を含め、病弱養護学校高等部の教育課程について開発・研究を行います。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	病弱養護学校における後期中等教育の実施			病弱養護学校高等部設置	
教育課程の開発・研究		→	実施		

3 新たな連携体制の構築

【現状と課題】

現在、地域の中には、LD等を含め障害のある児童・生徒やその保護者等に対し、様々な支援を提供する機関等があります。

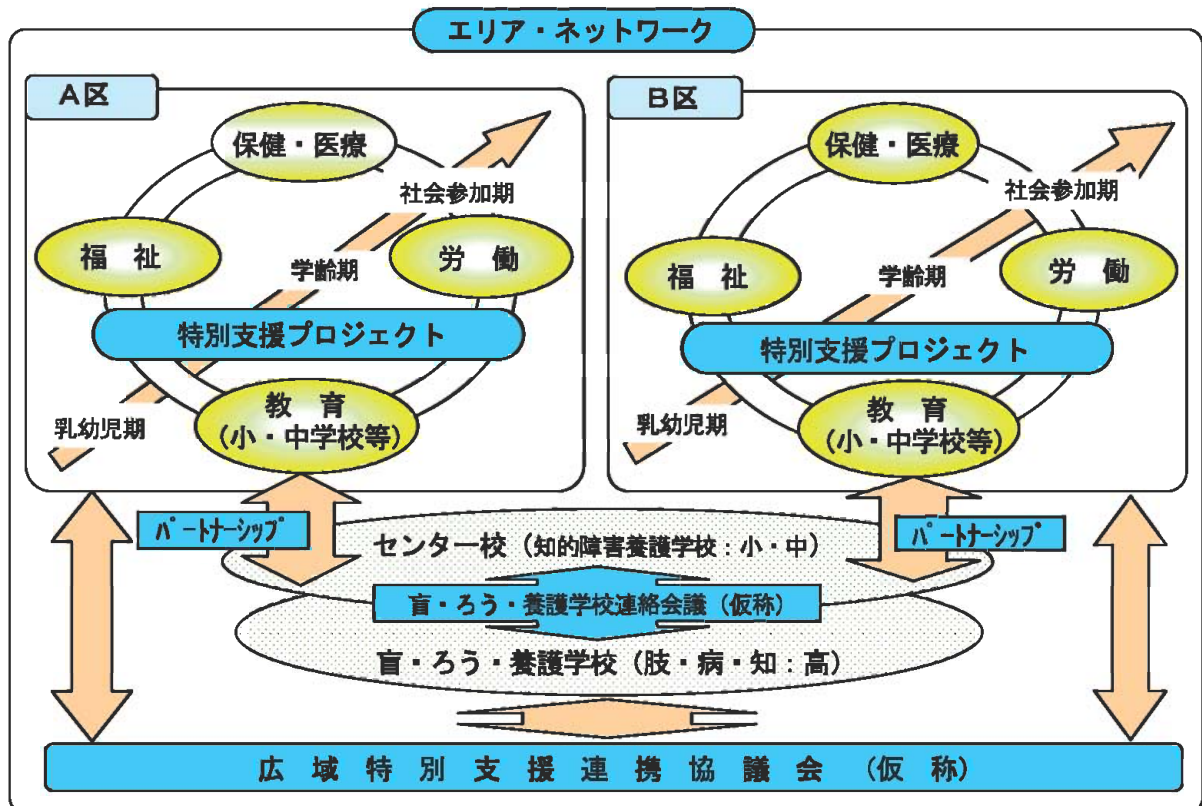
しかし、現状では、障害が発見された時点からの連続性のある支援体制の整備が十分でないため、保護者等が支援を必要とする状況を抱えた時には、当事者自らが、各関係機関に個別に働きかけなければ必要な支援を得ることができないなどの状況にあります。保護者からは、「ライフステージの節目ごとに支援の連続性が断ち切られている。」といった指摘が従来からなされており、LD等を含め障害のある子どもの子育てや教育について、適時・適切な情報提供や支援を行うことのできる体制を整備することが課題となっています。

また、都立盲・ろう・養護学校等や小・中学校においては、障害の重度・重複化や多様化、LD、ADHD、高機能自閉症等に適切に対応し、在籍する児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育内容・方法の充実を図るため、保健・医療、福祉、労働等の関係機関や専門家との連携をより一層推進する必要があるほか、都立盲・ろう・養護学校等が地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の幼稚園や保育所、小・中学校、都立高校等への支援を行っていく体制を整備することが課題となっています。

こうしたことから、今後は、地域において教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関や専門家が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用できるネットワークを構築し、LD等を含め障害のある児童・生徒やその保護者への乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制を整備していくことが課題となっています。

【改善の方向及び計画】

- (1) 教育機関と保健・医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携（エリア・ネットワーク）（新規）



エリア・ネットワークとは、LD等を含め障害のある児童・生徒等やその保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムです。

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関や専門家がネットワークを構築する「特別支援プロジェクト」と、都立盲・ろう・養護学校等と地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等が日常的な連携体制を構築し、LD等を含め障害のある児童・生徒等の教育内容・方法等の充実を図る「パートナーシップ」を主な機能とします。

ア 特別支援プロジェクトの推進（新規）

LD等を含め障害のある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、各区市町村を基礎的な単位として教育、保健・医療、福祉・労働等の連携に基づく相談支援体制を整備するためのモデル事業を実施します。「特別支援プロジェクト」において都立盲・ろう・養護学校等は、特別支援教育のセンター的機能を発揮し、区市町村が行う就学・転学相談や就学支援体制の整備、就労支援等を行います。モデル事業終了後は、その成果を区市町村へ周知し、円滑な導入が図られるよう指導・支援していきます。

なお、第一次実施計画においては、特に乳幼児期から学齢期への円滑な移行を支援するための体制整備に向け、「特別支援プロジェクト（就学支援）」を実施します。

イ 盲・ろう・養護学校のセンター校の指定（エリア・ネットワークの拠点校）（新規）

今後、都内全域（島しょ地区を含む。）を複数のエリアに分割し、それぞれのエリアにおいて、都・区立知的障害養護学校（小学部・中学部設置校）を「センター校」として指定し、都と区市町村の役割分担を踏まえた新たな連携体制を構築していきます。

センター校は、各エリア内の区市町村教育委員会と緊密な連携を図り、小・中学校、幼稚園、保育所、都立高校、保護者、都民等が抱えるニーズを把握するとともに、それら地域のニーズに適切に対応できる支援策について調整・実施します。

また、センター校は、都立盲・ろう・養護学校等間の連携を強化するため、周辺の盲学校、ろう学校、養護学校（肢体不自由、病弱等）と「盲・ろう・養護学校連絡会議（仮称）」を行い、地域の特別支援教育推進のための中核的機関としての役割を果たします。

項目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
盲・ろう・養護学校のセンター校の指定		指定			→

ウ パートナーシップの充実（新規）

LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人への適切な教育的支援を実現するため、エリア内の都立盲・ろう・養護学校等と地域の幼稚園、保育所や小・中学校、都立高校とが日常的な連携体制を構築することによって学校や教員の専門性の向上に努め、LD等を含め障害のある児童・生徒等に対する指導内容・方法の充実を図ります。

また、各エリアのセンター校は、「盲・ろう・養護学校連絡会議（仮称）」を行い、都立盲・ろう・養護学校等に在籍する障害が重複する児童・生徒等の指導内容・方法の充実や小・中学校等への支援を推進するため、都立盲・ろう・養護学校等間の連携を強化します。

エ 特別支援教育コーディネーターの指名・育成（後掲<54 ページ>）（新規）

オ 盲・ろう・養護学校のセンター的機能の充実

「特別支援プロジェクト」や「パートナーシップ」の充実を図るため、すべての都立盲・ろう・養護学校等がその専門性や施設・設備を生かし、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、指導・研修、教育相談、情報提供・理解啓発等を実施していきます。

具体的には、地域の幼稚園や保育所、小・中学校等からの要請に応じた巡回相談の実施や、教育内容・方法の充実に関する研修会や合同研究の実施、保護者等からの教育相談への対応、地域住民や都民への特別支援教育に関する理解啓発や情報提供などを行います。

カ 広域特別支援連携協議会（仮称）の設置（新規）

各区市町村における「特別支援プロジェクト」の推進・充実に支援するため、都において教育庁、福祉保健局、産業労働局、厚生労働省東京労働局、関係団体（区市町村、経済界、医師会、福祉団体、保護者代表等）の連携によるネットワークを構築します。

「広域特別支援連携協議会（仮称）」は、地域においてLD等を含め障害のある児童・生徒等のライフステージに応じた効果的な支援を実現するため、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整等を行い、全都的な視点に立って都における特別支援教育の推進体制を整備します。

項 目	第一次実施計画				長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20～25年度
	広域特別支援連携協議会（仮称）の設置		設 置		

(2) 都における特別支援教育センター的機能の充実

現在、東京都就学相談室において、特別支援教育に関する書籍・雑誌やVTR等の閲覧サービスを実施しています。特別支援教育への移行に当たり、全都的な視点に立った推進体制を整備するためには、都立盲・ろう・養護学校や区市町村に対する広域的な支援を行うことができる機能が必要になります。今後は、都教育庁関係部、教職員研修センター及び教育相談センターがより一層連携体制を強化することにより、全都的な視点に立って特別支援教育センター的機能の充実に努めていきます。

(3) 適切な就学の推進

ア 研修会の実施

都教育委員会では現在、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人に応じた適切な教育を進めるため、区市町村教育委員会の就学相談担当者等を対象とした「就学相談担当者研修会」や幼稚園及び保育所等の職員を対象とした「就学相談研修会」を実施しています。

特別支援教育への移行に当たっては、都立盲・ろう・養護学校等が地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮することが求められるため、今後は、都立盲・ろう・養護学校の相談担当教員の資質の向上を図るための研修会を充実させていきます。

イ 就学相談^Sに関する調査研究

都教育委員会では現在、都内2自治体をモデル地域として指定し、都立盲・ろう・養護学校も含めた関係諸機関の連携に基づく就学相談の在り方についての調査研究を実施しています。

就学相談の充実のためには、区市町村教育委員会と都立盲・ろう・養護学校との緊密な連携が重要であることから、特別支援教育への移行に当たっては、区市町村が行う就学相談への都立盲・ろう・養護学校の支援の在り方も含めたガイドラインを作成し、都立盲・ろう・養護学校の相談機能の充実を図り、都民等へ適切に対応していきます。

S 就学相談

LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人にもっともふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う就学のための相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、盲・ろう・養護学校に就学する場合も、区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。

各区市町村教育委員会には、児童・生徒一人一人にもっともふさわしい就学先について判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する「就学指導委員会」が設置されている。